

議 答 申 個 第 2 4 号

平 成 1 9 年 9 月 6 日

生 駒 市 長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 下 村 敏 博

後期高齢者医療制度の開始に伴い、実施機関（生駒市長）が  
保有する個人情報を奈良県後期高齢者医療広域連合に提供す  
ることについて（答申）

平成19年8月7日付け生国第518号で諮問のあったこのことについて、  
当審議会の意見は、別紙のとおりです。

審 議 案 件	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく奈良県後期高齢者医療広域連合を設置し、同広域連合が同法に規定する後期高齢者医療制度の事務を行うため、本市が保有する個人情報を同広域連合に提供することについて
審議会の意見	適当なものと認める。
審 議 内 容	本審議会は、本件を慎重に審議した結果、「高齢者の医療の確保に関する法律」により個人情報の提供や利用目的が明確に規定されていること、提供先である奈良県後期高齢者医療広域連合は、特別地方公共団体であり個人情報保護条例及び情報セキュリティ方針に基づき、本件により提供する個人情報の管理、利用形態が適正に行われると認められること、利用目的に公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見を取りまとめた。
個人情報取扱事務の名称	(市民課) 住民基本台帳に関する事務 外国人登録に関する事務 (市民税課) 個人市民税・県民税の賦課事務 (福祉総務課) 生活保護事務 (福祉支援課) 身体障害者手帳の交付申請等に関する事務 療育手帳の交付申請等に関する事務 (国保年金課) 老人保健の医療に関する資格管理及び給付事務
提供する個人情報項目	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯員にかかる資格情報及び所得情報等
利用の目的等	後期高齢者医療被保険者の資格認定、保険料賦課及び給付事務のため
提 供 先	奈良県後期高齢者医療広域連合
審 議 日	平成19年8月20日
所 管 課	福祉健康部 国保年金課